（規制の特例措置の見直し）

第十九条　主務大臣（第九条第一項の規定による求めに係る新たな規制の特例措置に係る法律及び法律に基づく命令を所管する大臣に限る。）は、第五十条第一項の報告を踏まえ、当該報告に係る規制の特例措置について、必要があると認めるときは、その見直しその他必要な措置を講ずるものとする。

（規制改革の推進）

第二十条　主務大臣（第九条第一項の規定による求めに係る新たな規制の特例措置、第十条第一項の規定による求めに係る新技術等関係規定又は第十一条第三項第六号の新技術等関係規定に係る法律及び法律に基づく命令を所管する大臣に限る。）は、新技術等に関する規制の在り方について、規制の特例措置の整備及び適用の状況、諸外国における規制の状況、技術の進歩の状況その他の事情を踏まえて検討を加え、その結果に基づき、必要な規制の撤廃又は緩和のための法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第三節　革新的データ産業活用の促進

（革新的データ産業活用に関する指針）

第二十一条　総務大臣及び経済産業大臣は、官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）の趣旨を踏まえ、計画実行期間内における革新的データ産業活用に関する指針（以下この条及び次条第四項第一号において「革新的データ産業活用指針」という。）を定めるものとする。

2　革新的データ産業活用指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　革新的データ産業活用の方法、データの安全管理の方法その他革新的データ産業活用に関する事項

二　第二十六条第一項に規定する特定革新的データ産業活用について重点的に実施すべき分野に関する事項

3　総務大臣及び経済産業大臣は、経済事情の変動その他の情勢の推移により必要が生じたときは、革新的データ産業活用指針を変更するものとする。

4　総務大臣及び経済産業大臣は、革新的データ産業活用指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下同じ。）に協議するものとする。

5　総務大臣及び経済産業大臣は、革新的データ産業活用指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（革新的データ産業活用計画の認定）

第二十二条　革新的データ産業活用を実施しようとする事業者は、その実施しようとする革新的データ産業活用に関する計画（以下「革新的データ産業活用計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2　二以上の事業者が革新的データ産業活用を共同して実施しようとする場合にあっては、当該二以上の事業者は共同して革新的データ産業活用計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3　革新的データ産業活用計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　革新的データ産業活用の目標

二　革新的データ産業活用の内容及びその実施時期

三　革新的データ産業活用に必要な資金の額及びその調達方法

四　その他革新的データ産業活用の実施に関し必要な事項

4　主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その革新的データ産業活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。この場合において、主務大臣は、必要があると認めるときは、革新的事業活動評価委員会の意見を聴くことができる。

一　当該革新的データ産業活用計画が革新的事業活動実行計画及び革新的データ産業活用指針に照らし適切なものであること。

二　当該革新的データ産業活用計画に係る革新的データ産業活用が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5　主務大臣は、第一項の認定に当たり必要があると認めるときは、当該申請に係る革新的データ産業活用計画が前項各号のいずれにも適合するかどうかについての書面による調査又は実地の調査を行うことができる。

6　主務大臣は、第一項の認定をしようとする場合において、当該申請に係る革新的データ産業活用計画において用いられるデータに個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報をいう。）が含まれる場合であって、当該データの性質、利用方法及び管理方法その他の事情を勘案して特に必要があるものとして政令で定める場合に該当すると認めるときは、当該認定に係る申請書の写しを個人情報保護委員会に送付するとともに、あらかじめ個人情報保護委員会に協議するものとする。

7　主務大臣及び個人情報保護委員会は、前項の規定による協議に当たっては、データの活用を促進することの必要性に鑑み、所要の手続の迅速かつ的確な実施を図るため、相互に密接に連絡するものとする。

8　主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る革新的データ産業活用計画の概要を公表するものとする。

（革新的データ産業活用計画の変更等）

第二十三条　前条第一項の認定を受けた事業者（以下「認定革新的データ産業活用事業者」という。）は、当該認定に係る革新的データ産業活用計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2　主務大臣は、認定革新的データ産業活用事業者が当該認定に係る革新的データ産業活用計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定革新的データ産業活用計画」という。）に従って革新的データ産業活用を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3　主務大臣は、認定革新的データ産業活用計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定革新的データ産業活用事業者に対して、当該認定革新的データ産業活用計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。この場合において、主務大臣は、必要があると認めるときは、革新的事業活動評価委員会の意見を聴くことができる。

4　主務大臣は、前二項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

5　前条第四項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。

（中小企業信用保険法の特例）

第二十四条　普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であって、革新的データ産業活用関連保証（中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であって、認定革新的データ産業活用計画に従って行われる革新的データ産業活用に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）第二十四条第一項に規定する革新的データ産業活用関連保証（以下「革新的データ産業活用関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ